

旅館業許可を 取得しようとする皆様へ

平成31年3月
滋賀県・保健所

機関名	所在地	電話番号
草津保健所	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75	TEL 077-562-3549
甲賀保健所	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	TEL 0748-63-6149
東近江保健所	〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22	TEL 0748-22-1266
彦根保健所	〒522-0039 彦根市和田町41	TEL 0749-21-0284
長浜保健所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	TEL 0749-65-6664
高島保健所	〒520-1621 高島市今津町今津448-45	TEL 0740-22-3552
健康医療福祉部生活衛生課	〒520-8577 大津市京町四丁目1-1	TEL 077-528-3641

旅館業とは？

1. どのようなものに許可が必要か？

○旅館業とは、旅館業法で「**宿泊料を受けて人を宿泊させる営業**」と定義されています。また、「**宿泊**」とは「**寝具を使用して施設を利用すること**」とされています。この**旅館業を営む場合は、旅館業法に基づく営業許可を受けなければなりません。**

○**旅館業法上の許可を得ずに旅館業を行うことは、旅館業法違反にあたります。**旅館業法第10条では、「許可を受けずに旅館業を営んだ者は、6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」とされています。

2. 旅館業の種類

○旅館業法では、旅館業の営業種別が次のように分類されています。

旅館・ホテル営業

施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

簡易宿所営業

宿泊する場所を多数人で共用する構造および設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

○旅館・ホテル営業には、玄関帳場（フロント）または、その代替設備の設置が義務付けられています。

○住宅を使用して宿泊サービスを行う場合は、玄関帳場（フロント）の設置義務がない「簡易宿所営業」の許可を取得するのが一般的です。

ただし、簡易宿所営業においても、国の「旅館業における衛生等指導要領」において、玄関帳場（フロント）を設けることが望ましく、設けない場合は、玄関帳場に代替する設備を設け、緊急時に10分程度で職員が駆けつけることができる体制を整備することが、通知されています。

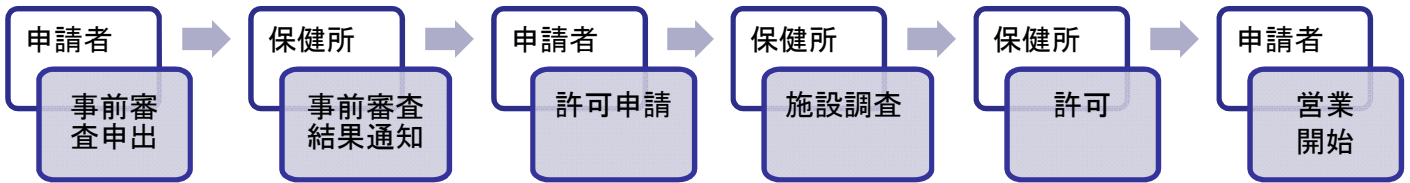
3. 特例施設について

○特別の事情があるもので、厚生労働省令で定められている特例施設については、基準の特例が定められています。詳細は各保健所にご相談ください。

特例施設	概要
1 季節的営業	キャンプ場、スキー場、海水浴場等において、特定の季節に限り営業する施設
2 不便地	交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用頻度の低いもの
3 一時的営業	体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
4 農林漁業体験 民宿業	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定されている農林漁業体験民宿業に係る施設

旅館業許可取得の手続き等

1. 許可取得までの流れ



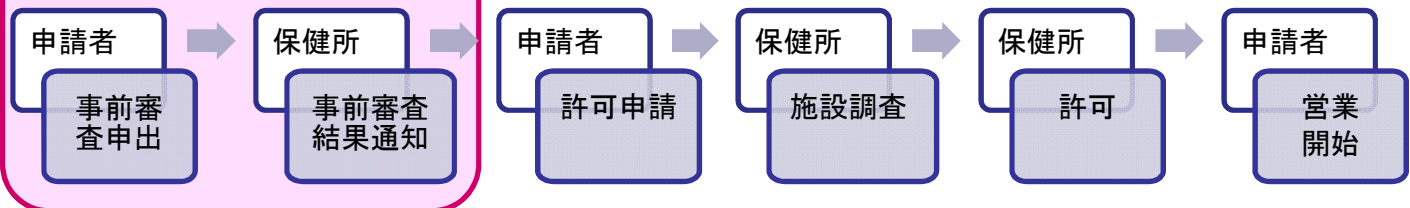
2. 事前審査申出

○旅館業許可を取得する建物の建築等を行う場合は、そのために必要とされる旅館業法以外の法令または条例の手続きを行う前に、**旅館等事前審査申出書に必要な書類を添えて保健所に申し出る必要があります。**

ただし、市町の特定旅館等の規制に関する条例にかかる手続きについては完了している必要があります。

用途変更によって旅館とする場合も同様です。

事前審査手続き



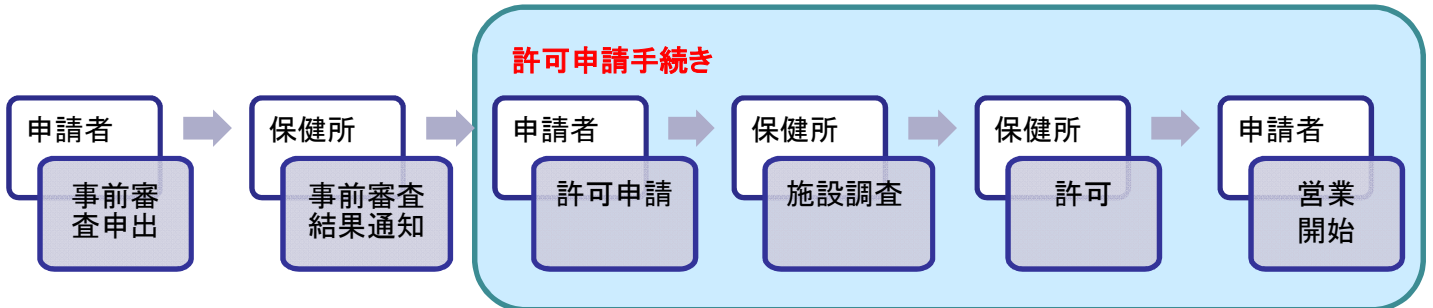
事前審査申出に必要な書類

- 1 旅館等事前審査申出書
- 2 施設の付近の見取図
(施設の位置、その敷地から100メートルおよび200メートルの距離を示す線ならびにその敷地からおおむね300メートルの区域内にある法第3条第3項各号および旅館業法施行条例別表第2第5項第1号に掲げる施設の位置および名称を記入したもの)
- 3 建物の配置図(敷地内の主な建物、広告物等を記入したもの)
- 4 施設の構造設備を明らかにした図面
(縮尺100分の1ないし200分の1の各階の平面図および立面図ならびに色彩、意匠等の外観を明らかにした透視図)
- 5 法人にあっては、その定款または寄付行為の写し
- 6 施設の設置場所が市町村で規定する特定旅館等を規制する条例、指導要綱が施行されている区域内にあるときは、当該条例等の手続きを完了したことを証する書類
- 7 建築の計画の公開を行ったときは、建築計画公開報告書および説明会の議事録
(施設が特定旅館で市町村に条例等がない場合)
- 8 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書
- 9 その他保健所長が必要と認める書類

3. 許可申請

○旅館業法に基づく許可を受けるためには、管轄する保健所にて申請いただく必要があります。

○施設調査から許可までの期間は約7日間です。



許可申請に必要な書類

- 1 旅館業営業許可申請書 *収入証紙（手数料）
構造設備の概要を添付
- 2 事前審査申出に必要な書類のうち、2～5の書類
（事前審査で提出した書類と同一のものは、省略できる）
- 3 建築基準法に基づく検査済証の写し
- 4 消防法令適合通知書の写し
- 5 飲用に適する水であることを証する書類
（水道水で水道メーターを容易に確認できる場合は、水道メーターの確認をもって飲用に適する水を証する書類の提出に代えるものとする。）
- 6 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書
（事前審査時と業務を行う役員に変更があった場合、および事前審査を行っていない場合に添付）

4. 施設調査

○施設が構造設備の基準（7ページ参照）に適合していることを確認するため、保健所職員が立入検査を行います。構造設備の基準を満たしていることが確認されるまでは、許可を取得することはできません。

5. 許可、営業開始

○保健所の許可を得れば営業を始めることができます。

営業にあたっては、維持管理の基準（8ページ参照）を遵守し、適切に管理していく必要があります。

以下の場合には許可を得られないことがあります。

○施設が構造設備の基準を満たさないとき

○申請をされる方が、次の1～8に当てはまるとき

(法第3条第2項各号)

- 1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、または旅館業法もしくは旅館業法に基づく処分に違反して 刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 3年を経過していない場合
- 4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していない場合
- 5 暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過していない場合
- 6 未成年の法定代理人が1～5に該当する場合
- 7 申請される者が法人であつて、その業務を行う役員に1～5に該当する者がいる場合
- 8 暴力団員等に事業活動を支配されている場合

○施設の設置場所が公衆衛生上不適当であるとき

○施設の設置場所が以下の施設の敷地の周囲おおむね 100mの区域内にあり、その設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがあるとき

(法第3条第3項各号)

- 1 学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校等)
- 2 幼保連携型認定こども園
- 3 児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等)
- 4 社会教育に関する施設(公民館、図書館、博物館など)で県の条例で定めるもの(滋賀県旅館業法施行条例第2条第1項で定められている施設は次のとおり。)
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条の2に規定する専修学校(高等課程に限る。)および同法第83条第1項に規定する各種学校(その教育課程が同法第1条に規定する学校(大学を除く。)の教育課程に相当するものに限る。)
 - (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館
 - (3) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (4) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館および同法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設であつて、主として児童の利用に供されるものまたは多数の児童の利用に供されるものとして知事が指定するもの

○消防法、建築基準法等の他法令を遵守していないとき

その他の制度に基づく手続き等

1. 建築基準法について

○建物を新築、増築、改築または移転する場合は、建築確認が必要です。また、**旅館等に用途変更する場合、規模によって建築確認が必要となります。**（なお、建築確認の手続きの要否にかかわらず、建築基準法に適合させる必要があります。）

○建築予定または使用予定の建物が所在する地域において、旅館業の立地が禁止されている場合があります。

○必要な手続きについては、申請窓口（県土木事務所または市役所建築指導担当課）へご相談ください。

2. 消防法について

○**宿泊者や周辺住民等の安全を確保するため、消防用設備等の設置、出火防止、避難、通報等の防火安全対策が必要**です。詳しくは、最寄りの消防本部・消防局にご相談ください。

○なお、必要な防火安全対策のポイントを整理したリーフレットを消防庁が作成していますので、ご活用ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_19.html

3. 賃貸契約、管理規約等について

○旅館業の営業許可を受けようとする場合、ご自身の所有する建物を使用する場合と他者から建物を借り受けて実施する場合がありますが、いずれの場合でも営業許可を受けることは可能です。

○ただし、他者から建物を借り受けて営業を行う場合は、**賃貸借契約において、転貸（又貸し）が禁止されていないことや、旅館業に使用することが可能となっていることを貸主や賃貸住宅の管理会社に確認**いただく必要があります。

○また、分譲マンションの場合、**通常はマンションの管理規約等で用途を制限しているため、管理規約等を確認**いただく必要がありますので、トラブル防止の観点から事前に管理組合に相談されるなどの対応が望めます。

4. 都市計画法について

○**市街化調整区域の場合は、都市計画法の相談窓口（県土木事務所または市役所開発許可担当課）**にご相談ください。

滋賀県での旅館業の構造設備および維持管理の基準

構造設備の基準

	基準	根拠	旅館・ホテル	簡易宿所
玄関帳場	玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備を有すること	施行令	○	
	【玄関帳場設置の場合】 ・宿泊者等が必ず通過する場所に設けること ・宿泊者等と直接面接できる構造であること	条例	○	
	【玄関帳場等に代替する機能を有する設備の場合】 ・緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること (緊急時に10分程度で職員が駆けつけることができる体制) ・宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の宿泊者との適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること (ビデオカメラ等により、本人確認や出入りの状況確認を常時鮮明な画像により行う)	施行規則	○	
善良の風俗保持	法第3条3項の施設(学校等)のおおむね100m以内の場合、その施設から、客室、客を接待、遊興または飲食させるホール、射幸心をそそるおそれのある遊技をさせるホール等を見通せないようにする設備を有すること	施行令	○	
	善良の風俗が害されないような文書、図画、その他の物件を施設に掲示、備え付けない。 善良な風俗が害されるような広告物を掲示しない。	施行令 施行令	○ ○	○ ○
	条例別表2、5-1(他の11法令に定める施設(次ページ欄外の※参照)から200m以内)または5-2(商業地域以外の地域)に掲げる区域等の場合 ・外壁、屋根、広告物等の外観は著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること ・施設の外部に性的好奇心を著しくそそるおそれのある内容を表示する広告物を設けない。	条例	○	○
客室	【旅館・ホテルの客室】 1客室の床面積は、7㎡(寝台を置く客室は9㎡)以上	施行令	○	
	【簡易宿所の客室】 延33㎡以上(宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積) 除:農林漁業体験民宿(規5-1-4)	施行令		○
	【位置】 地階に設けないこと。(客室の前面に空地がある等衛生上支障ない場合除く)	条例	○	○
寝台採光	階層式寝台の上段と下段の間隔は、おおむね1m以上	施行令		○
換気	窓その他の開口部により十分に採光のできる構造とすること	条例	○	○
浴室	窓その他の開口部により衛生的な空気環境を十分に確保できる構造 適当な換気装置がある場合は、適用外	条例	○	○
	公衆浴場がある等入浴に支障をきたさない場合を除き適当規模の入浴設備を設ける。 浴室は、衛生上支障がないよう、清掃を容易に行うことができる構造	施行令 条例	○ ○	○ ○
	【循環ろ過器の設置の場合】 ・十分な能力のろ過器・ろ過器前に集毛器の設置 ・「ろ材の十分な逆洗浄が行える構造(ろ材を適切に交換できる場合を除く)」	条例	○	○
	屋外浴槽は屋内浴槽と直接混湯しない構造 気泡発生装置等を設置する場合は空気取入口の土埃混入防止構造	条例 条例	○ ○	○ ○
洗面設備	宿泊者の需要を満たすことのできる適当規模の洗面設備を有すること	施行令	○	○
便所	適当な数の便所を有すること	施行令	○	○
	便所には、流水式の手洗設備を設けること	条例	○	○
その他	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること	施行令	○	○
その他	特例施設における除外規定あり			

維持管理の基準

	基準	根拠	旅館・ホテル	簡易宿所
寝具	布団、枕には清潔なカバーを用いる。	条例	○	○
	寝衣、敷布、布団カバー、枕カバーは宿泊者ごとに交換し洗たくする。	条例	○	○
	布団、枕、毛布等は常に清潔に保ち、適当な方法で湿気を除く。	条例	○	○
浴室	共同浴室は、使用中は浴槽を湯水で満たしておく。	条例	○	○
	浴槽水、給水湯栓、シャワー設備の供給湯は清浄に保つ。	条例	○	○
	浴槽は毎日完全換水および清掃 循環ろ過の場合は、1回以上/週、完全換水および清掃・消毒	条例	○	○
	貯湯槽の湯は消毒または60℃以上に保つ	条例	○	○
	【循環ろ過器の設置の場合】 ・ろ過器は1回以上/週逆洗浄等・消毒を行う ・循環配管は必要に応じて清掃・消毒を行う ・浴槽水の消毒(遊離残留塩素濃度 0.2ppm以上または同等(併用)) ・1回以上/年(気泡槽、露天風呂は2回以上/年)レジオネラ属菌検査を実施し結果を3年間保管	条例	○	○
	浴槽水のおふれた水の回収槽は清掃・消毒を十分行い、その湯水を塩素消毒する場合を除き、浴用水に使用しない。	条例	○	○
洗面	洗面所には、飲用に適する湯または水を十分に供給する。	条例	○	○
宿泊者名簿	正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、保存年限を3年とする。	施行規則	○	○
	旅館業の施設又は営業者の事務所のいずれかの場所に備える。	施行規則	○	○
	宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載する。	法律	○	○
	宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍および旅券番号を記載する。(旅券の写しの保存は国通知で規定)	施行規則	○	○
その他	施設および周囲は常に清潔に保つ。	条例	○	○
	衛生害虫、ねずみの侵入防止、必要に応じ駆除	条例	○	○
	施設または部門ごとに管理責任者を設置	条例	○	○

(※) (参考)

滋賀県旅館業法施行条例(抜粋)

別表第2第5項

次に掲げる区域または地域においては、外壁、屋根、広告物その他の外観は、周囲の善良な風俗を害することのないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものとする。

(1) 次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域

- ア 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設
- イ 学校教育法第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校および同法第83条第1項に規定する各種学校
- ウ 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
- オ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所
- カ 社会教育法第21条に規定する公民館
- キ 博物館法第2条第1項に規定する博物館および同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- ク 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- ケ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条第1項および第2項の規定により設置する公共職業能力開発施設
- コ 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)第11条第1項第7号の規定により設置する職業訓練のための施設
- サ 国または地方公共団体が設置する一般の利用に供するための体育館、水泳プールおよび運動場ならびにこれらに類する施設

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域以外の地域